

## 津市私立幼稚園嘱託医手当等補助金交付要綱

令和元年 9 月 2 日訓第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園の適正な運営管理を推進し、園児の健康の保持増進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「私立幼稚園嘱託医手当等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、本市の区域内において、嘱託医及び嘱託歯科医（以下「嘱託医等」という。）を設置する私立幼稚園の設置者（以下「交付対象者」という。）に対し、当該嘱託医等に支払う手当をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。ただし、交付対象者が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設である私立幼稚園の設置者であって、同項の施設型給付費の支給を受けている場合は、次に掲げる額の合計額から 176,410 円を差し引いた額とする。

- (1) 嘱託医手当 園児数（補助金の交付を受けようとする年度（以下「交付対象年度」という。）の 5 月 1 日現在において私立幼稚園に在籍する園児数とする。以下同じ。）に 1 人当たり 510 円を乗じて得た額に 224,000 円を加算した額と、交付対象者が交付対象年度において支出した嘱託医手当の額とを比較して、いずれか少ない額
- (2) 嘱託歯科医手当 園児数に 1 人当たり 510 円を乗じて得た額に 224,000 円を加算した額と、交付対象者が交付対象年度において支出した嘱託歯科医手当の額とを比較して、いずれか少ない額

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、嘱託医等を設置する日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 交付対象年度における5月1日現在の園児在籍証明書
- (2) 嘱託医等を設置したことを証する書類の写し
- (3) 嘱託医等による健診を実施したことを証する書類
- (4) 嘱託医等に手当を支払ったことを証する書類の写し

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和元年度における規則第3条第1項の別に定める期日は、令和元年10月15日とする。